

解 説

2022/8/2

松岡 久和

第1問

1. 転用物訴権

(1) 総説

XとYの間にはAが存在しており、直接の契約関係はなく、XのAに対する給付が、AXという契約当事者を超えて当時甲の所有者であった第三者Yに利益をもたらしている。これはいわゆる転用物訴権が問題になる事例であり、Xの権利は、民法703条（以下、民法は略す）による不当利得返還請求権である。

(2) 703条の要件の検討

(a) 要件

703条の要件は、①被告が他人の財産又は労務により利益を受けたこと（受益）、②原告が損失を被ったこと（損失）、③受益と損失の間に因果関係があること（因果関係）および④受益に「法律上の原因がないこと」であり、いずれも原告が主張・立証責任を負う。

(b) 要件充足の検討

①の受益は、Yが所有していた甲の修理によってその価値を維持したこと（事実1）の貸出当時の甲の価格が事実4の転売時と同額であること、または、修理費用相当額の出費を免れたことであり、いずれとしても認められる。

②の損失は、Xが、甲に対して故障部品を用いて修理という労働力を投じた（Aに契約に沿った請負の給付をした）にもかかわらず、Aが無資力となってその修理代金50万円が回収できないこと（事実3・4）。

③の因果関係は、Xの修理によりYの所有していた甲の価値が維持されている。言い換えるれば、Xの修理がなければYは修理済の甲を1500万円では転売できなかつた。したがつて、①②の間には直接の因果関係が認められる（学説には批判があるところだが立ち入らない）。

④の法律上の原因の欠如には、若干の問題がある。AY間の賃貸借契約には、賃貸目的物の契約適合性を確認したうえで、修理費用は賃借人の負担とする旨の特約（事実2）があり、この特約が有効であれば、修理による甲の価値の維持という利益が賃貸人Yに取得されることには、法律上の原因があると言えるからである。民法の規定では、賃貸人が賃貸目的物の修繕義務を負い、賃借人が修繕等をした場合には、費用償還請求権が与えられる（606条1項・608条）。しかし、これらの規定は任意規定であり、特約で異なる定めをすることは妨げられない。この点を重視するとすれば、本件では修理をAの負担とする有効な特約があり、Yの受益には法律上の原因がある。不当利得返還請求を認めるに、契約による私的自治を侵食する結果になつてしまうのである。それゆえ、Xの請求は認められないこととなる。不当利得の類型論に依拠する見解の多くは、このような理由で、転用物訴権を基本的に認めない。

(c) 転用物訴権肯定説

これに対して、判例によれば、「YとAとの間の賃貸借契約を全体としてみて、Yが対

1 指摘

松岡 久和
→ この記述は、問題の趣旨をしっかりと理解しているというアピールとも言えます。

2 指摘

松岡 久和
→ 法律上の原因の欠如については、類型論に立つ見解の一部が物権的請求権の場合と同様、占有権限に相当するものとして被告が主張・立証責任を負うとしていますが、判例・通説に従った書き方で足りるでしょう。

3 指摘

松岡 久和
→ 転売代金1500万円を受益とする起案がありましたが、甲はYの所有物ですから、転売代金を受領できるのは当然であり、問題になる受益は修理前後の差額部分または修理費用相当額のみです。

4 指摘

松岡 久和
→ 転用物訴権事例についても、判例が社会通念上の因果関係論に転換したのかについては、肯定否定両方の見方がありますので、社会通念上の因果関係としても良いです。いずれにしても、本問では、上述のとおり、因果関係要件で否定することは不可能でしょう。

5 指摘

松岡 久和
→ この段落は、転用物訴権に否定的な通説的見解を書いていますが、省略可能です。

価関係なしに右利益を受けたとき」には、なお法律上の原因を欠いて、Xの請求が認められる余地がある。学説の中には、契約による無償の利益享受には要保護性が低いという理由づけをするものもある。この見解に拠れば、A・Y間の甲の賃料が相場に比べて低く、賃借人の修理費負担と対価的関係にある場合には請求は認められないが、そのような事情がなく、YがAに負担を一方的に押し付けて利益を受けているに近いと評価される場合には、Xの請求が認められる。この点が本問でどう評価されるかは、A・Yの賃料等の定め方や契約全体の趣旨などをさらに検討する必要があろう。

2. 本件特約が無効とされる場合の代位請求

仮に本件特約が無効であれば、Aは修理費用につきYに対して直ちに必要費の償還請求権を取得するから（608条1項）、Xは、無資力であるAに代位して、AのYに対する費用償還請求権行使し（423条）、Yに対して直接に50万円の支払を求めることができる（423条の3）。この場合、YはAに対する未払賃料30万円との相殺を主張できる（423条の4）。

3. 直接の費用償還請求

所有者・占有者関係における費用償還請求権（196条）の適用が考えられる。甲の修理費は物の保存のための必要費に該当するから、原則として物を回復した所有者に対してその償還請求ができる。甲を使用し利益を得ていたのはAであり、修理をしたXではないので、ただし書の適用はなく、この請求が認められる可能性がある。

なお、この費用償還請求権を被担保債権とする動産先取特権も成立しうる（320条）。そのこととの対応と均衡により、類型論に従っても転用物訴権が肯定される可能性がある、というのが松岡が判例百選の解説で述べていることである。

6 指摘

松岡 久和

→ この起案例では、肯定・否定のいずれか微妙であるとして場合分けをしています。「法律上の原因を欠くこと」の主張・立証責任が原告にあることから、事実関係が明確でない本件では、それを理由に請求を否定する見解でもよいと思います。

7 指摘

松岡 久和

→ これを論じていたのは2人のみでしたので、基本点から外して加点事由としました。この構成によると相殺が可能なので、転用物訴権で50万円全額の支払を認める結果がはたして「公平」「衡平」なのか、疑問を感じさせます。

8 指摘

松岡 久和

→ 条文を適用すれば肯定される可能性が高いのに、だれも触れたものがなく、基本点から外しました。

第2問

1. Yに対する請求

(1) 請求の根拠

Yに対する損害賠償請求として考えられるのは、(a)ガス供給契約上の安全配慮義務違反に基づくもの、(b)使用者責任に基づくもの、(c)土地工作物責任に基づくものが考えられる。以下では、順次、検討する。

(a) 安全配慮義務違反

契約の当事者は、契約の締結・履行に際して、相手方の利益を害しないよう努める信義則上の義務を相互に負うと考えられる。XとYはガス供給契約を締結し、Yの従業員が定期的に使用料をチェックし、その際に、ガス供給設備の安全性を点検する義務があった。Yの従業員Dは、本件高圧ゴムホースが劣化して、本件事故を生じる危険があったにもかかわらず、十分な点検を行わなかったことが推認され（事実2および3）、劣化に気付いて取り替えるなど適宜の措置を探る義務の違反があり、履行補助者Dを用いたYにも安全配慮義務違反がある。この義務が適切に履行されていれば本件事故を防げたので、義務違反と事故およびXからの主張する各損害との間には、相当因果関係がある。

ガス漏れによる火災事故によって、契約当事者X₁はもとよりX₁と一体となって薬局を営業しているX₂にも損害が及ぶことは、契約当事者Yとしては当然に予想するべきであるし、また、本件建物で薬局を営業しているX₂にとって、本件ガス供給契約は、第三者のための保護効を伴う契約と解することができる所以、X₂の賠償請求も認められる。

(b) 使用者責任

X₁は使用者責任（715条）に基づきYに損害の賠償を求める。715条によれば、①事業の執行についての被用者の不法行為、②事業における使用関係があれば、基本的に責任が認められるところ、DはYの従業員であり、上記(a)すでに論じたように、その点検の不備により本件事故及びそれによるX₁の損害が生じており（事実3）、点検はDが事業の執行について行うべき行為であるから、いずれの要件もみたす。

(c) 土地工作物責任

X₁は使用者責任（717条）に基づきYに損害の賠償を求める。717条1項本文によれば、土地工作物の設置または保存の瑕疵から生じた損害については、占有者が責任を負う。本件高圧ゴムホースは、本件ガス供給設備の一部を構成するものであり（事実2および3）、設備がXの土地および建物に接着して使用されるものであるから、土地工作物である。次に、本件高圧ゴムホースは劣化しており（事実2）、通常予見される範囲内の使用において通常期待される安全性を欠いてガスを漏出させ本件火災事故を生じたのであるから、その設置または維持管理には問題があり、瑕疵がある。本件ガス供給設備は、定期的にYが従業員により点検・保守させており（事実3）、専門的知識をもって維持管理し、本件設備を支配していたものであるから、Yには占有がある。このように717条1項本文の要件はいずれもみたされる。

(2) Yの反論

信義則上の義務について争う。そのような義務はない。

使用者責任についても、劣化がDの目視等で容易に判断できたとは思えず、結果回避義務の違反はない。

9 指摘

松岡 久和

→ ガス供給契約は法人成り以後に結ばれているとした場合の契約構成です。契約が法人成り以前に結ばれているとすると、不法行為の場合のように、X₁とX₂の一体性を持ち出すことになるでしょう。

10 指摘

松岡 久和

→ 意外と書いていませんでした。従業員の不法行為の成立が前提です。

11 指摘

松岡 久和

→ 使用貸借関係があるからYには間接占有があるという形式的論拠もありますが、そうすると多くの場合に所有者である貸主（本件のZ）も、占有者として責任を負い、無過失の所有者責任を定める意味が乏しくなってしまうという難点があります。

12 指摘

松岡 久和

→ Yの考えられる反論をざっと並べる方式を探っていますが、論述の仕方は、さまざまです。

土地工作物責任については、そもそも着脱可能な本件高压ゴムホースは土地工作物ではない。また、客観的に劣化が原因であったとしても、品質に問題があったとは言えないのでは瑕疵はない。さらに、本件高压ゴムホースを含む、ガス供給設備は、X₁らが占有利用しているのであり、Y₁は占有者には当たらない。

仮にY₁が責任を負うべき占有者に当たるとしても、Y₁は損害を防止するのに必要な措置を行っていたから、免責される。

X₁は、いわゆる間接被害者であって、損害リスクやその防止の負担はX₂が負うものであるから、仮にY₁に責任があるとしても、その損害は賠償されるべき相当因果関係内のものではない。

X₁の慰謝料請求は、財産損害がみたされる以上、認められない。少なくとも、そのような高額にはならない。

最後に、X₁らは、加害者としているY₁の存在及び損害の発生を知った時から3年以上が経過しているので、不法行為を理由とする財産的損害の賠償請求は、すでに時効消滅している。

(3) 争点に関する判断

本件ガス漏出および火災事故が本件高压ゴムホースの劣化から生じていることには争いはないが、そのような劣化が予見可能であり、適時の取替等によって事故を回避することができたか否かは明らかでない。それゆえ、Dの義務違反=過失を前提とする契約上の損害賠償請求、使用者責任の主張は失当である。

次に、本件ガス供給設備は土地・建物に固定して用いられる設備であり、その部品である本件高压ゴムホースを含めて、土地の工作物ということができる。そして本件高压ゴムホースには、ガス漏出事故というあってはならない事態を引き起こした点において、通常備えるべき安全性を欠いており、設置または管理に瑕疵があったと認められる。たしかに本件ガス供給設備の占有者は、固定された土地・建物の占有者であったX₂はあるが、土地工作物責任が瑕疵のある工作物につき支配している者に責任を負担させている趣旨から、本件設備を専門的知識をもって維持・管理することができ、実際に定期的に従業員により保守・点検をさせていたY₁も、717条の占有者と認められる。

Y₁は、損害を防止するのに必要な措置を行っていたと主張するが、むしろ定期的に消耗品の交換を行っていれば本件事故は防げたとも思われ、具体的にどういう措置を行っていたのか不明確であって、免責を根拠付ける事実の主張・立証が十分でなく、免責は認められない。

不法行為責任の過大な拡大を制限するため、不法行為者が間接被害者に対しては原則として責任を負わないのであるが、本件のX₁は、X₁のいわゆる法人成りした会社であり、もっぱらX₁の活動に依存し、経済的にX₁と一体をなしているものであるから、その損害は、X₁自身が被った損害と同視して差し支えないというのが判例にそった解決である。

以上のように土地工作物責任に基づくX₁らの請求には、いずれも根拠があり、Y₁の主張は失当である。

しかしながら、Y₁の主張するとおり、本件火災事故により、X₁のY₁に対する損害賠償請求権は、生命・身体以外の損害についてのものであって、火災事故のあった2020年5月10

13 指摘

松岡 久和

→ Y₁は、設備提供者Zやゴムホースの製造者Eに、契約や不法行為責任(PL)に求償できますが(717条3項)、そのことは免責事由にはなりませんので、抗弁として主張しても、失当です。

14 指摘

松岡 久和

→ 成立要件・免責要件・効果の順に争って最後に消滅時効を主張していますが、これを最初に主張して、不法行為の要件・効果の議論自体を回避する、というものもたいへん賢明な解答方法です。ただ、出題意図では、契約責任や土地工作物責任をきちんと検討して欲しいというものでした。

15 指摘

松岡 久和

→ 予見可能性を肯定して、過失を認めるという判断も十分にあります。

16 指摘

松岡 久和

→ 主張・立証が尽くされていないという点で免責不可としていますが、過失の認定と併せれば積極的に免責不可も、免責可という結論もありえましょう。

20 指摘

松岡 久和

→ 間接被害者問題については気付いた起案が非常に少なかったですが、本問のような問題では必ず触れていただきたい論点です。

日の翌日から3年の短期消滅時効の期間が進行するから、すでに消滅時効が完成しており、Yの援用の意思表示により、Xらの損害賠償請求権はすでに消滅している。

よって、Xの請求は棄却される。

2. Zに対する請求

Zは、Xらとの接点がなく、また、本件ガス供給設備の占有者でもない、709条の過失を根拠付ける事実はなく、また、Yが717条1項の占有者として責任を負う以上、同項ただし書の所有者責任を負うこともない。

唯一可能性のあるのは製造物責任法による責任であり、通常有すべき安全性を欠いた欠陥のある製造物であるとして責任を負う可能性がある（製造物責任法3条）。もとより、Zが本件設備の製造者であるとXらが知った時期次第で、やはり損害賠償請求権は時効消滅している可能性が高い（同法5条1項1号）。

17 指摘

松岡 久和

→ Zも元々の使用貸主として、YおよびXを通じた間接占有者である、という理解も成り立たないわけではないのですが、支配可能性をキーにすると少し無理があると思いました。

◀

18 指摘

松岡 久和

→ 実体法上のこうした判断とは別に、YとZは717条では責任が排他的になるため主觀的予備的併合の訴訟は認められませんが、同時審判の申立て（民訴41条）により、両訴を併合することは可能です。このことを書いた起案には加点しました。

◀

19 指摘

松岡 久和

→ 2では、717条1項ただし書以外についても検討していただきたいです。

◀